

会

長 こんにちは。

さて、梅雨も明け、連日強烈な暑さが続いています。

熱中症には十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、平成30年度第4回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は11名で、中野委員、岩田委員、石塚委員から欠席の連絡を頂いておりますが、定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は猪子委員から欠席の連絡を頂いておりますので、2名出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は10番 後藤 正臣委員と11番 林 秀雄委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第11号】

・相続税の納税猶予に関する適格者証明書 …………… 1件

【議案第12号】

・農地法3条の規定による許可申請 …………… 3件

【議案第13号】

・農地法4条の規定による許可申請 …………… 1件

【議案第14号】

・農地法5条の規定による許可申請 …………… 1件

(2) 報告案件について

【報告第7号】

・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …………… 4件

【報告第8号】

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …………… 14件

【報告第9号】

・生産緑地のあっせんに係る協力依頼 ..... 4件

それでは、【議案第11号】 相続税の納税猶予に関する適格者証明書1件 を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 被相続人の死亡により平成\_\_\_\_年\_\_月\_\_日に相続が発生しました。相続人は被相続人の長男で、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は、春日屋敷\_\_\_\_の畑1筆で合計面積は\_\_\_\_㎡です。

耕作状況、計画書より適正な営農実施計画であり、納税猶予の適用条件であります。また、租税特別措置法第70条の6第1項並びに租税特別措置法施行令第40条の7第1項、第2項の規定を被相続人、相続人とも満たし農業経営が行われている状況と思われます。以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、林委員ですが。

林委員 特に問題はありません。

会長他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」とすることといたします。

続きまして、【議案第12号】 農地法3条の規定による許可申請3件を議題といたします。

2番から事務局に説明を求めます。

事務局 議案書2ページ、番号2をご覧ください。

申請地は、春日樋\_\_\_\_で登記、現況ともに畑で面積は\_\_\_\_㎡です。

譲渡人を \_\_\_\_\_ 様、譲受人を \_\_\_\_\_ 様 とする所有権移転の申請です。

高齢により耕作ができなくなったため譲りたい \_\_\_\_\_ 様と 斎場建設事業により畑が収容されるので、代替えの畑を所有したい \_\_\_\_\_ 様からの申請になります。

\_\_\_\_\_ 様は、耕運機1台を所有しており、従事日数は100日、経営面積は3,024㎡、通作距離は平均1km、平均通作時間は5分です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。

以上、説明を終わります。

- 会 長 事務局の説明が終わりました。  
この案件の地元は、林委員ですが。
- 林 委 員 特に問題はありません。
- 会 長 他に何かご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）  
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」とすることといたします。  
続きまして、3番、事務局に説明を求めます。
- 事 務 局 議案書2ページ、番号3をご覧ください。  
申請地は、春日舟付\_\_\_\_で登記、現況ともに田で面積は三筆合わせて\_\_\_\_㎡です。  
譲渡人を \_\_\_\_\_ 様、譲受人を \_\_\_\_\_ 様 とする所有権移転の申請です。  
体力の衰えを感じ、農作業に支障をきたし始めた為譲りたい \_\_\_\_\_ 様と 農業経営の規模拡大をしたい \_\_\_\_\_ 様 からの申請になります。  
\_\_\_\_\_ 様は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しており、従事日数は350日、経営面積は6,135㎡、通作距離は平均0.8km、平均通作時間は2分です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。  
以上、説明を終わります。
- 会 長 事務局の説明が終わりました。  
この案件の地元は、櫻井委員ですが。
- 櫻 井 委 員 特に問題ありません。
- 会 長 他に何かご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）  
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」とすることといたします。  
続きまして、4番、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書 2 ページ、番号 4 をご覧ください。

申請地は、春日上河原\_\_\_\_、春日樋\_\_\_\_で登記、現況ともに畑で面積は二筆合わせて\_\_\_\_㎡です。

譲渡人を \_\_\_\_\_ 様、譲受人を \_\_\_\_\_ 様 とする所有権移転の申請です。

農業経営規模の縮小をしたい \_\_\_\_\_ 様 と 農業経営規模の拡大をしたい \_\_\_\_\_ 様 からの申請になります。

\_\_\_\_\_ 様は、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、軽トラック 1 台を所有しており、従事日数は 60 日、経営面積は 3,759㎡、通作距離は平均 0.4 km、平均通作時間は 2 分です。その他申請書の内容から不許可の要件である 7 項目のいずれも該当しないと判断されます。以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、林委員ですが。

林委員 特に問題ありません。

会長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」とすることといたします。

続きまして、【議案第 13 号】 農地法 4 条の規定による許可申請 1 件を議題といたします。

なお、本件に関しては、私が申請者となっておりますので、一次退出いたします。

本日は職務代理が欠席しておりますので、議事の進行は事務局にお任せします。

事務局 議案書 3 ページ、申請番号 1 をご覧ください。

申請地は春日五反地\_\_\_\_で登記、現況ともに田で面積\_\_\_\_㎡です。

申請人は議案書のとおりです。資材置場設置のための農地転用になります。

申請者は自身が居住する敷地の西に位置する建物を取り壊し、有効な土地利用を図る計画があり、その中で建物の取り壊しをした際に出る古材の

保管場所を探していたところ、申請者が希望する最適の規模である本申請地の申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋高速 16 号一宮線春日入口より概ね 300m の区域にある農地です。農地区分は「運用通知第 2 の 1 の(1) エー(ア)ー a ー(b)インターチェンジなどから 300m以内の区域にある農地に該当するため、第 3 種農地と判断でき、原則許可となります。一般基準及び他法令など、特段の問題はありません。以上、説明を終わります。

事務局 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、石川委員ですが。

石川委員 特に問題ありません。

事務局 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

では、水野会長に入室いただきます。

会長 続きまして、【議案第 1 4 号】 農地法 5 条の規定による許可申請 1 件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書 4 ページ、申請番号 7 をご覧ください。

申請地は春日郷ヶ島\_\_\_\_\_で面積は\_\_\_\_\_㎡です。

譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。分家住宅建築の為の使用貸借の農地転用になります。

申請者は北名古屋市内のアパートで妻と子どもの三人で生活しており、転勤から帰ってきた仮住まいとして居住しています。

申請者は実家である本家を後続する予定でしたので本家との同居も考えましたが、もう一棟建築する敷地余裕がなく、今回自己用住宅建築に踏み切りました。申請者は自己所有地がないため、不動産業者を使い物件を探していましたがなかなか見つからず、見かねた申請者の父が本申請地を貸すことを提案し、本申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋高速16号一宮線春日入口より概ね 300mの区域にある農地です。農地区分は「運用通知第2の1の(1) エー(ア)

－ a －(b)インターチェンジなどから300m以内の区域にある農地に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、石川委員ですが。

石 川 委 員 現在は駐車場になっているが、始末書を頂いているので問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第7号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事 務 局 では、読み上げさせていただきます。

番号 9、西枇杷島町地領二丁目\_\_\_\_\_で登記田、現況宅地です。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号 10、東須ヶ口\_\_\_\_\_で登記畑、現況雑種地です。

浅 井 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号 11、助七五反田\_\_\_\_\_で登記、現況共に田、  
助七五反田\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

浅 井 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号 12、阿原宮前\_\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

八 木 委 員 問題ありません。

事 務 局 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

伊藤委員 番号10の件ですが、理由書と始末書の違いはなんですか。

事務局 申請地は以前一時転用で農地転用を出されており、今回はその一時転用を取りやめ、そのまま農地に戻さずに使うという旨の届出でしたので始末書ではなく理由書を添付していただきました。

会長 他に何か質問等ありませんか。

続きまして、【報告第8号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 では、読み上げさせていただきます。

番号37、清洲菅田\_\_\_\_\_で登記、現況共に田、  
清洲菅田\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です

事務局 中野委員に確認して頂いたところ問題ないとのことです。

事務局 番号38、西市場四丁目\_\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

日下部委員 問題ありません。

事務局 番号39、朝日弥生\_\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

事務局 猪子委員に確認して頂いたところ問題ないとのことです。

事務局 番号40、春日落合\_\_\_\_\_で登記畑、現況宅地です。

後藤委員 問題ありません。

事務局 番号41、廻間三丁目\_\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

日下部委員 問題ありません。

事務局 番号42、西枇杷島町橋詰\_\_\_\_\_で登記田、現況雑種地です。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 番号43、土田二丁目\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

事務局 岩田委員に確認して頂いたところ問題ないとのことです。

事務局 番号 44、上条一丁目\_\_\_\_\_で登記畑、現況雑種地です。

事務局 石塚委員に確認して頂いたところ問題ないとのことです。

事務局 番号 45、新清洲六丁目\_\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

事務局 こちらも石塚委員に確認して頂いたところ問題ないとのことです。

事務局 番号 46、朝日貝塚\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

事務局 猪子委員に確認して頂いたところ問題ないとのことです。

事務局 番号 47、土田二丁目\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

事務局 岩田委員に確認して頂いたところ問題ないとのことです。

事務局 番号 48、西堀江油ノ池\_\_\_\_\_で登記田、現況道路です。

堀田委員 問題ありません。

事務局 番号 49、上条二丁目\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

事務局 石塚委員に確認して頂いたところ問題ないとのことです。

事務局 番号 50、一場神明前\_\_\_\_\_で登記畑、現況宅地です。

三宅委員 問題ありません。

事務局 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出については  
以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。  
続きまして、【報告第 9 号】生産緑地のあっせんの協力依頼です。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 こちらは、清須市長より農業委員会宛に 5 月 1 6 日付けの文書にて  
あっせんの協力依頼がありました。  
場所は、議案書及び地図に表示のとおりです。  
西枇杷島町古城二丁目 17-5 番地  
西枇杷島町城並一丁目 9-6 番地



西枇杷島町城並一丁目 9-17

西枇杷島町押花 23 の 4 筆です。

継続して耕作する希望のある方がお見えになれば、申し出ていただきたいと思いますので、地区でのご確認をお願いします。

申出があった場合、農業委員会として取りまとめ、担当課の都市計画課へ報告致します。

なお、この件について、通常であれば次回の農業委員会において

お答えをいただく所ですが、担当課より 8 月 1 日までに回答が欲しいとのことです。

買取希望がある場合は、同日までに事務局へ連絡をお願いします。

以上の件について、何か質問等ありませんか。

会 長 それでは、その他、へ移ります。事務局、何かありますか。

事 務 局 ・高温、少雨に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

会 長 それでは、次回の開催について確認します。

平成 30 年 8 月 24 日、金曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所南館 3 階大会議室にて開催予定ですのでよろしくをお願いします。

以上で平成 30 年度第 4 回農業委員会を閉会します。

本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後 2 時 35 分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「\_\_\_\_番地」、農地の地番は「\_\_\_\_番」との表記で省略して記載しています。